

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 10 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の指定等について

先般、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところであり、「保険薬局の指定について」（平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において具体例をお示したところ、取扱いに係る疑義解釈を別添のおりとりまとめたので、保険薬局の指定等に係る業務に当たっての参考とされたい。

【一体的な構造関係】

(問1) 「保険薬局の指定について」(平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)における事例1について、「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(保医発0331第6号)の(二)アに該当するかの判断にあたり、保険医療機関と同一の建物内にある保険薬局の構造上、最低限満たす基準等はどのようなものか。

(答) 保険医療機関と同一の建物内に保険薬局がある場合は、建物外への出入口を保険薬局、保険医療機関それぞれ別に設置する必要がある。ただし、事例5に示すとおり、保険医療機関と同一の建物内に保険薬局があつて、当該保険薬局から保険医療機関への建物内部の出入口(または通路)が存在することは、一体的な構造と解されるため認められない。

(問2) 「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(保医発0331第6号)の(二)ウの「保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの」とはどのような場合を指すか。

(答) 公道等から保険薬局であることを目視により認識できない場合をいう。

(問3) 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったが、既に指定されている保険薬局が10月1日以降、現在保険薬局と保険医療機関等を区切っているフェンス等を撤去する場合は、再指定が必要になるか。

(答) 再指定は不要であるが、指定更新時等において、確認が必要となる。

【一体的な経営関係】

(問4) 既に指定されている保険薬局の指定更新の際は、「保険薬局の指定について」(平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の別紙2を活用し「一体的な経営」に当たらないことを確認することとなっているが、健康保険法第六十八条第二項に規定するみなし更新の対象の保険薬局について

も、更新時において、別紙２の確認を求めるのか。

(答) 健康保険法第六十八条第二項に規定するみなし更新の対象の保険薬局については、更新時に別紙２の申請は不要であるが、集団指導時等の機会を捉えて必要な確認をすることが適当である。